

(議案第3～5号について事務局より一括説明)

(質疑等の要旨)

会 長 : ありがとうございます。説明は終わりました。これより発言を許します。なお、発言の際は必ず挙手をし、指名された後に発言していただくようお願いします。それでは、ただいま事務局より説明があった議案第3号から第5号までの案件につきまして、質問及び意見はございませんか。

委 員 : 資料3-23ページの上段の変更計画図35の説明において、「用途地域の境界が不明瞭だったため変更した」とのことであるが、変更前の境界線が不明瞭であった理由についてもう一度説明してもらいたい。

事 務 局 : 変更計画図35の左側中央の逆三角になっている地域(「尾浜町1丁目」と記載されている左上の変更箇所)について再度説明したい。当該変更箇所の東西に引かれた上辺の境界線と西角から南東角までに引かれた境界線については、道路の中心線で境界が定められているが、北東から南東に南北に引かれた境界線については、見通し線で境界を定めている。見通し線とは、実際に道路等で境界が定められたものではなく、その南北に存在する道路の延長線を結んだ線を境界線と定めているもので、ひとつの街区の中に境界線が引かれたものである。当然、現地には道路や水路のような境界線とわかるような線引きがなく、境界線が不明瞭であったことから、今回、道路中心線を境界線とした地形地物による境界線に変更するものである。

また、何故、過去に見通し線を境界線にしたのかという質問に対しては、見通し線を境界線にしてはいけないという決まり事はなく、当該地域は準住居地域と第一種住居地域の境界であることから、境界線を直線で引いた方が凸凹がなく環境上の問題が生じにくいと判断し、(策定ときに)計画決定したものである。しかし、この見通し線はひとつの街区の中を通り境界線が不明瞭であることから、既に住宅が建っている場所でもあり、今回、わかりやすさを重視して道路中心線で区分する境界線に変更するものである。

委 員 : 個々の変更内容については、資料のとおりであると認識しているが、手続き上のことについて伺いたい。先ほど、資料の差し替えがあった件で、資料を差し替える前の資料に基づいて、兵庫県知事が意見同意書(資料5-11ページ)を発行したものであると思われるが、(資料の差し替えたことによる、)兵庫県知事の意見同意書への影響は出ないのか。資料を差し替えて問題はないのか。

事 務 局 : 委員ご指摘の兵庫県知事の意見同意書への影響等について、現在、兵庫県と協議を行っているところであり、まだ資料差し替えによる取扱いに関する回答は得られていない。ただ、基本的には区域や内容が変更されるものではなく、最終的には市の判断に委ねられるのではないかと考えている。

委 員 : ということは、本日の当審議会においては、資料5-11ページの兵庫県知事の同意はないという前提で協議することになるのか。

事務局：用途地域等の見直し箇所及び見直し内容について、一旦は同意を得ているものの、その後、数字の一部変更があったことから、兵庫県知事の同意書を差し替えさせていただくことが可能かどうかなど、現在、兵庫県と対応を協議しているところである。

委員：今、手元に都市計画決定フローを配布したので、ご覧いただきたい。都市計画決定するにあたり、都市計画法第19条に市の都市計画審議会の議を経る規定が定められているほか、都市計画決定までに兵庫県知事協議が必要となっている。従来の本審議会においては、兵庫県の協議が完了している証拠として知事の同意書の写しを審議会資料に添付させていただいてきたが、都市計画法に基づく手続きとしては、市の都市計画審議会の後であっても、兵庫県知事の同意を得れば都市計画決定を行うことができることとなっている。違う言い方をすれば、都市計画決定までに兵庫県知事の同意を得ていさえすれば可能ということである。議案第5号の取扱いについては、一旦は兵庫県知事の同意は得たものの、大きな内容の変更ではなく、数字の変更が生じた。数字の変更に伴う正式な知事の同意は、現時点では得られていない状況ではあるが、後日、同意を得ることができると思う。本日は、都市計画決定までに知事の同意を得るという前提でご審議賜りたいと思うが如何か。

会長：議案第5号については、現時点では知事の同意は得られていない状況ではあるが、都市計画法では計画決定するまでに知事の同意を得ればよい旨、事務局から説明があった。また、本審議会開会時間中には兵庫県から正式な回答は得られないとのことであるが、会長として、計画決定までに知事からの同意を得ることを条件として、本審議会では採決するという形にさせていただきたいと思う。変更箇所は数字のケアレスミスであり、議案の根本的な間違いではないことから、知事不同意ということはないと思う。しかし、万一、不同意の場合は改めて当審議会で諮るという形にさせて頂こうと考えているが如何か。

各委員：異議なし。

会長：それでは、議案第3号「阪神間都市計画用途地域の変更（尼崎市決定）について」、議案第4号「阪神間都市計画高度地区の変更（尼崎市決定）について」、議案第5号「阪神間都市計画防火地域及び準防火地域の変更（尼崎市決定）について」、第5号については条件付きであるが、原案どおり決定することに異議はないか。

各委員：異議なし。

会長：異議もないことから、議案第3号から第5号まで原案どおり可決させていただく。

議案第3～5号（全員異議なしで、原案どおり可決）
（但し、議案第5号については条件付き可決）

以上